

公立大学法人京都市立芸術大学職員の職務に専念する義務の特例に関する規程

(平成24年4月1日理事長決定)

(趣旨)

第1条 この規程は、次の各号に掲げる公立大学法人京都市立芸術大学（以下「法人」という。）の職員の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

- (1) 常勤の職員（臨時職員を除く。）
- (2) 就業規則第21条の規定により再雇用された者のうち常勤の職員以外の職員（職務に専念する義務を免除する場合）

第2条 公立大学法人京都市立芸術大学職員就業規則第29条第2項第3号に規定する別に定める場合は、次のとおりとする。

- (1) 次に掲げる団体又は機関の業務に従事する場合

ア 法人以外の公立大学法人，国立大学法人，国，地方公共団体及びその他の公共団体又はこれらの機関

イ アに掲げるもののほか，公共的な事業を行う団体

- (2) 法人が行う職員採用試験及び職務の遂行に関連のある資格試験を受験する場合
- (3) 法人，法人以外の公立大学法人，国立大学法人，国又は地方公共団体が行う研修の講師として講義をする場合
- (4) 公聴会，審議会，裁判等に講師，裁判員，裁判員候補者，補充裁判員，選任予定裁判員，証人，参考人等として出席する場合
- (5) 職務の遂行に関し密接な関連を有する会議，委員会，学会，研究会等に出席する場合
- (6) 公の選挙又は投票において選挙権を行使する場合
- (7) 公立大学法人京都市立芸術大学職員の不服申立てに関する規程に基づく不服申立てを行い，又は給与その他勤務条件に関し法人に意見又は不満を申し出る場合
- (8) 地震，火災，水害等の災害に際して，消火及び書類又は器物の搬出並びに警備等に従事する場合
- (9) 前各号に掲げるもののほか，理事長が特に必要と認め，又は特にやむを得ない理由があると認める場合

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成24年4月1日から、施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行に伴う経過措置に関し必要な事項は、理事長が定める。